



クラブツーリズムがおすすめする国内旅行傷害保険は、
様々な補償がセットになって「旅行中の様々な場面の“万が一”」を補償します！

国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約がセットされたものをいいます。国内旅行傷害保険には、賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救援者費用等担保特約等をセットすることができます。

ポイント1 旅行中の事故による転倒や骨折などのケガを補償します。

観光中に転倒して打撲

スキーで骨折

階段から転倒して打撲

1
死亡保険金

2
後遺障害保険金

3
入院保険金

4
手術保険金

5
通院保険金

ポイント2 旅行中の携行品の盗難や、破損により生じた損害を補償します。

カバンを盗まれた

カメラを落として破損

7 携行品損害保険金

※携行品の紛失、置き忘れによる損害（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）については保険金をお支払いできません。
 ※損害額は時価額または修繕費のいずれか低い方をいい、携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等または通貨等は合計で5万円）が損害額の限度となります。
 ※1回の事故ごとに免責金額（自己負担額）3,000円をお客様にご負担いただけます。

ポイント3 旅行中に他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまった場合の損害を補償します。

ぶつかって他人にケガをさせた

展示品を誤って壊してしまった

6 賠償責任保険金

その他の補償

- 偶然な事故により負担することになった法律上の損害賠償責任費用

国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
 【示談交渉できない場合】
 ● 相手方が、東京海上日動と直接、折衝することに同意しない場合
 ● 保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合 等

ポイント4 旅行中のケガで継続して14日以上入院した場合等に、看護のために現地に向かった親族が負担した交通費・宿泊費等を補償します。

旅行中のケガで継続して14日以上入院すること…

8 救援者費用等保険金

その他の補償

- 捜索救助費用
- 現地での諸雑費 (3万円まで)
- 現地からの移送費用

ポイント5

旅行の目的をもってご自宅を出発されてから、ご自宅にお戻りになるまでしっかり補償します。